

4-2 受験上の配慮内容

以下の【ア】～【カ】の区分を参考に、受験上の配慮事項及び申請書類等を確認してください。（【ア】～【オ】の区分に該当しない場合は、「【カ】その他の配慮事項」の区分を参照してください。）

なお、各区分に記載している「全ての科目において配慮する事項（例）」及び「リスニングにおいて配慮する事項（例）」は、各区分の代表的な配慮事項の例です。「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照し、必要な配慮事項を申請してください。

【ア】視覚に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	左記以外で配慮する事項（例）
点字による教育を受けている者	点字解答 (注2)	1.5倍に延長	別室	<ul style="list-style-type: none"> 点字問題冊子(注5) 点字用解答用紙 下書き用紙 (数学・理科のみ) <ul style="list-style-type: none"> レーザーライター・レーザーライター用紙 レーザーライター用ボールペン 	<ul style="list-style-type: none"> 試験室入口までの付添者の同伴 試験場への乗用車での入構
①両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者	文字解答 (注3)	1.3倍に延長 (注4)	別室	<ul style="list-style-type: none"> 文字解答用紙 下書き用紙(数学・理科のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 試験室入口までの付添者の同伴 試験場への乗用車での入構 拡大文字問題冊子(14ポイント)の配付(一般問題冊子も配付)(注6) 拡大文字問題冊子(22ポイント)の配付(一般問題冊子も配付)試験室：別室(注6) 拡大鏡等の持参使用(拡大読書器を含む。) 窓側の明るい座席を指定
②視力以外の視機能障害(注1)が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者					
③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者					
上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者					<ul style="list-style-type: none"> 照明器具の持参使用又は試験場側での準備

(注1) 視野狭窄のような視野障害、明るいところがまぶしく感じたり、暗いところが見えにくい明暗順応の障害、眼球が自分の意思とは関係なく動いたり揺れたりする眼球振盪(眼振)などが該当します。

(注2) 試験問題冊子は、点字問題冊子です。また、解答に必要な点字器等(定規、コンパス、そろばん(盲人用又は一般用)を含む。)は、志願者が持参してください。点字器(パーキンスブレイラー等)は解答用のほか、下書き用を含め複数台持参し使用することができます。

なお、点字解答を希望する場合は、受験科目を、受験上の配慮申請書(表面)の⑩欄で選択してください。申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。(→27ページ)

(注3) 文字解答とは、文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入する解答方法です。(→18・19ページ)なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

(注4) 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書「㉓その他の希望配慮事項等」欄に記入する(→34ページ)とともに、「診断書(視覚障害関係)」、「状況報告書(試験時間延長(1.3倍))」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料(任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの)を提出してください。(具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。)

(注5) 「英語(リーディング)」及び「英語(リスニング)」の点字問題冊子については、統一英語点字(Unified English Braille: UEB)による表記となります。

リスニングにおいて配慮する事項（例）				必要な申請書類
試験時間		音声聴取の方法		
右のどちらか一方を選択 （注7）	1.5 倍に延長 （連続方式）	CD プレーヤー （監督者が操作）	ヘッドホン （注9）	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→37 ページ） ・診断書（視覚障害関係）（→41 ページ） ※「診断書（視覚障害関係）」に代えて、「校長による点字学習の証明」（任意の様式）でも可能です。
	1.5 倍に延長 （音止め方式）			
右のどちらか一方を選択 （注7）	1.3 倍に延長 （連続方式）	IC プレーヤー（注8） （受験者自身が操作）		<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→37 ページ） ・診断書（視覚障害関係）（→41 ページ） ・状況報告書（試験時間延長（1.3 倍））（→51 ページ）
	1.3 倍に延長 （音止め方式）	CD プレーヤー （監督者が操作）		
延長なし		IC プレーヤー（注8） （受験者自身が操作）		<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→37 ページ） ・診断書（視覚障害関係）（→41 ページ）

（注6） 拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の形態等については、「4-5 拡大文字問題冊子」（→22・23ページ）を参照してください。

なお、拡大文字問題冊子（22ポイント）を配付する者の試験室は別室となります。

また、拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付を希望する場合は、**受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）の⑩欄で選択してください。**申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→27ページ）

（注7） 延長方式は、申請後は変更できません。（→16・17ページ）

（注8） ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。

（注9） ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

【備考】

1 リスニングで使用使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないことによるヘッドホンの貸与については、受験上の配慮申請書では申請できません。

別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要がありますので、詳しくは、受験案内45ページや大学入試センターのホームページ（→裏表紙）を参照してください。

2 タオル（サイズは問わない）又は座布団等の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内17ページを参照してください。

3 上表及び「4 受験上の配慮事項」（→6ページ）に記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に相談してください。